

親事業者と下請事業者の資本金区分

- (1) ・物品の製造委託 ・修理委託
・情報成果物作成委託 ・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管および情報処理に係るもの)

親事業者
資本金 3 億円超
資本金 1 千万円超 3 億円以下

→

→

下請事業者
資本金 3 億円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円以下 (個人を含む)

- (2) 情報成果物作成委託 ・ 役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者
資本金 5 千万円超
資本金 1 千万円超 5 千万円以下

→

→

下請事業者
資本金 5 千万円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円以下 (個人を含む)